

第3章 施策の体系

13 介護予防

介護を必要としない状態をできる限り、長く保つ取り組みや、介護を必要とする状態になった場合は、その進行を抑制する取り組みのこと。

1 優先施策

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

我が国では、長い間、安全は市民生活の前提であり、揺るぎがないことという認識があった。しかし、近年、ピッキング等による侵入犯やひったくりなどの犯罪の増加、多様化する悪質商法、自転車の暴走行為、食品安全問題、新たな感染症、情報セキュリティ問題など「地域で安心して暮らしていくこと」が脅かされつつある。

市では、安全・安心な生活こそ市民生活の基盤という認識のもと、多様な施策を進めてきたが、今後も、各種安全パトロールの拡充など、よりきめの細かい安全支援体制を築き、死角のできにくいまちづくりや街路灯の照度アップなどによって、まちの防犯性を高めていく。さらに高齢化や核家族化の進行により、高齢者のみの世帯や、ひとり暮らしが増え、その生活の安全・安心は切実な問題となっている。

災害対策では、地域の防災力向上のための自主防災組織や地域リーダーといった人材・組織育成などの施策を進める。また、防災空間の確保や建物の安全性の向上、避難場所や防災広場等の基盤整備など災害に強いまちづくりをさらに推進するとともに、全市の危機管理の核となる防災・安全センター(仮称)を設置する。

そのほか、食の安全や自転車マナーの啓発、消費者教育、水道水の水質保全、警察署や保健所など関係機関との連携強化により、安全・安心のための施策を多面的に展開する。

(2) 高齢者福祉施策の推進

高齢者福祉の理念は、一人ひとりの高齢者が個人としての尊厳を保ちながらその人らしく、住み慣れ

た地域の中で、自立して生きることを市が責任を持って支援する「自立支援・促進型福祉」を推進することにある。そのために「良福祉中負担」による市民(自助)・地域(共助)・行政(公助)のバランスの取れた役割分担によって、持続可能な福祉施策を展開していく。

高齢者が健康でより長く、生き生きと暮らすためには、健康の維持増進や介護予防¹³への取り組みが不可欠である。「健康推進計画」に基づいて拠点整備を図り、高齢者の健康づくりの支援、疾病・介護予防に取り組んでいく。

また、高齢者が地域で誇りを持って暮らし、自立していくために、生きがい増進と社会活動の一層の充実が必要である。事業内容の拡充、知識・能力を生かした就労の支援を引き続き行い、就労意欲に添えていく。

今後も市は、市民同士がともに助け合い、支え合う地域の様々な「共助」の取り組みを積極的に支援し、「地域の福祉力」を活かしながら多様な課題の解決を図っていく。そして、必要な時に、必要な福祉サービスや支援を、より効果的に利用者に提供できるよう、利用者の相談・苦情に適切に対応する体制の整備、在宅介護支援センターの機能強化などに取り組み、相談・支援体制の充実を図る。

(3) 子ども施策の推進

次世代を担う子どもたちの健やかな成長は、子育て家庭はもちろんのこと、地域社会もともに取組みなければならぬ重要な課題である。そこで、子育てSOS支援センターを中心に、地域の連携による子育て支援体制を構築し、子育て家庭への支援の強化を図るとともに、保育園においては、親の就労形態の多様化へ対応した保育サービス体系を構築す

るなど、民間の事業者とも連携を図りながら、子育て家庭へのサービスの拡充を行っていく。

また、子どもの実体験の不足を補うとともに、家族の絆を強め、家族が本来持つ子育て力の強化を支援する。親子で参加できる自然活動プログラム等の体験事業を体系的に整備するとともに、従来家庭が担ってきた「食」の問題に関する啓発活動など、側面から家庭を支援する施策を推進していく。さらに、0123施設などの子育て支援施設の整備について、具体的な検討を進める。

学校教育においては、「身体・言語・自然」を重視した教育を推進するとともに、個に応じた指導を充実し、基礎的・基本的内容の確実な定着に基づいた学力の確実な向上を図っていく。また、学校と教育委員会、関係諸機関によってサポートシステムを改善・充実させるなど不登校児童・生徒の解消に向けての抜本的対策を具体的に検討する。

(4) 緑化・環境施策の推進

環境問題は、地球規模の視点と同時に、市民一人ひとりの自覚と行動の積み重ねが必要な問題である。ごみの発生抑制や緑化の推進、環境に負荷のかからないライフスタイルの実践などにより、良好な環境を次世代に引き継いでいく責務がある。

循環型社会形成のために、ごみの資源化処理の拡充などにより埋立て処分量の低減を図ると同時に、市民・事業者のごみ排出者としての責任を明確にしたうえで、行政も含めた三者が一体となって連携・協力関係を作り上げていく。さらに、循環型ごみ処理システムの構築の検討や、現在の資源多消費型のライフスタイルから環境負荷の少ないライフスタイルへ転換するための意識啓発を進めていく。

都市の緑は、人々の生活に潤いをもたらすとともに、まちの美観や災害時の延焼防止など安全で美しいまちにとっての貴重な資源でもある。今後とも、特色ある公園づくりや遊歩道の再整備などにより、緑の環境を拡充していく。また、民有地や民間施設の緑の増加を支援するとともに、緑化に携わる人材・団体を育成し、活動の場を拡大するなど、市民とともに緑化推進の施策を推進していく。

(5) 吉祥寺のまちづくりの推進

吉祥寺は、昭和62年に駅前広場が完成し、駅周辺の商業地域と周辺部の良質な住宅地に支えられた魅力あるまちとして発展してきた。そして、今や商業を中心として、金融、レジャー、文化、スポーツ、コンベンション、健康、情報、自然、歴史など、生活を楽しむ人々が出会い交流する、人中心の総合的な生活核都市である。

しかし、近年の商業の業態変化や競合する周辺地区の再開発などが著しいことを考慮し、今後とも商業的に高い地位を維持するため、まちの再整備・再開発を行う。

そして、このまちをさらに楽しく充実したものにするため、新たな吉祥寺の将来像（グランドデザイン）を、ハード・ソフトの両面から総合的に策定するとともに、「安全・清潔・楽しいまち吉祥寺」を目標として、魅力あふれるまちづくりを推進する。

(6) 武蔵境のまちづくりの完成

武蔵境のまちづくりは、第一期基本構想・長期計画以来、本市の重点施策として進めてきたが、本計画期間中にはJR中央線及び西武多摩川線連続立体交差事業が完成し、南北一体のまちづくりへと大きく前進する。今期は武蔵境のまちづくりを総仕上げ

する時である。

鉄道連続立体交差事業の完成に合わせて、武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会による市民活動の成果を反映した駅舎づくりや高架下利用の推進、駅北口周辺の区画道路や都市計画道路 3・4・24 号線（天文台通り）等の整備を実施する。

また、連続立体交差事業の関係機関に対し、市民生活への影響に配慮した事業推進を求めると同時に、JR中央線の複々線化（地下線）の事業実施を働きかけていく。

さらに、農水省食糧倉庫跡地には、知的創造拠点として図書館機能を中心とした「新公共施設」を建設し、多世代にわたる利用と広域的な市民活動の結節点として整備する。

2 施策の体系

健康・福祉

福祉施策については、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画（以下、福祉三計画という）の策定や新たに健康推進計画が策定され、体系的な事業運営が確立されたところである。また、介護保険制度や支援費制度が導入されたことにより、福祉サービスが利用しやすい環境が整いつつある。しかしその一方で、給付費の増大を招き、少子高齢化の進展ともあいまって社会保障全般の財政見通しが大変厳しい状況になっており、今後、負担と給付の関係をどうするかが大きな課題となる。共助によるまちづくりをさらに推進することや予防施策の充実がますます重要である。

1 健康で暮らしてつづけるための施策

(1) 新たな福祉計画の策定

国は平成 27 年度の社会保障費を 121 兆円と推計しているが、これは平成 16 年度の 1.4 倍の額に相当する。社会保障制度全般にわたる見直しも行われているが、三位一体改革による補助金の見直しなどもあり、市の負担も増えることが予想される。特に医療・介護などその財政見通しを考えると、これまでの要援護者を事後的に支援する施策から、予防的な対応へと施策のあり方を転換する必要がある。この考えに沿って、地域福祉計画をはじめとする各計画の見直しを進める。

(2) 健康増進施策の計画的推進

平均寿命が世界最高水準にある一方、若年層の生活習慣病の増加が大きな問題となっている。「武蔵野市健康推進計画」に基づき、健康増進や疾病の予防に重点を置いた対策を推進する。

市民が主体的に健康管理や健康維持増進に取り組めるよう、健康診査のシステム及び内容の見直し

を行う。特に、基本健康診査の結果を活用した、要観察者のフォローアップの仕組みづくりを中心に、老人保健事業の充実を図る。このフォローアップを体系的に推進するため「生活習慣改善推進協議会（仮称）」を設置する。

また、高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていけるよう、運動を通じた健康づくりの仕組みの構築が必要であり、そのため、シニア活力アップ支援事業の充実を図る。

さらに、市民一人ひとりが健康づくりに自主的に取り組めるよう、健康診査の主要な項目や疾患別死亡率などについて指標（健康指標）を作成する。また、健康づくり活動に関する情報の収集、提供体制を整備する。

以上のような健康づくりを総合的にコーディネートするため、「健康づくり総合支援センター（仮称）」を設置する。

(3) 痴呆発症・予防の取り組み

加齢による痴呆発症は、本人の尊厳や権利が不当に侵害されたり、介護する側に心身をすり減らす程の負担を生じさせる場合がある。また、痴呆も介護の重度化の要因であることから、痴呆発症や進行予防について研究することは重要である。精神医学、公衆衛生学、看護学、老年心理学、スポーツ科学など多方面にまたがる学際的研究を行い、成果を痴呆発症・予防の資料とし、市内各地域で自主的に発症・予防プログラムに取り組むことができるよう支援を行う。

(4) 食育への取り組み

「食育」の取り組みは、子どもだけではなく、大人（親）・地域に対しても行う必要がある。そこで、母子保健と学校保健の連携強化を図り、正しい食生活を浸透させ、子どもが成長過程で、必要な食

習慣を身につけられるような施策を検討する。

2 雇用・自立支援と生きがい活動の推進

(1) 高齢者・障害者の雇用と自立支援

高齢者が長年培ってきた知識、経験、能力を地域の中で活かしながら、生きがいを持って暮らすための支援や、在宅の障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、高齢者・障害者の雇用支援体制の整備を行う。

高齢者・障害者に対する一般就労の支援については、それぞれの特性・個別的なニーズを考慮しながら就労機会の確保・雇用促進を図るため、体制の整備を行う。

一般就労が困難な障害者に対しては、通所授産・更生施設、小規模授産所の設置、あるいは精神障害者の自立訓練の場である作業所の設置を支援し、福祉的就労の場を拡大する。

(2) 社会参加の促進

高齢者や障害者が地域社会の一員として、生きがいを持って健康に暮らしていけるよう、外出支援や、高齢者と若年世代の交流事業の推進など、社会参加の促進を多様な方法で支援する。

世代間交流では、小中学生が支援者として参加する高齢者向けパソコン教室や、ふれあいサロンの参加者増など実施規模の拡大を図る。また、デイサービスセンターなどの福祉施設を活用して、世代間交流の実現を目指す。

高齢者を対象とした学習・趣味・スポーツ活動を推進し、生きがい増進と社会参加の機会の拡充を図る。また、これらを通じて地域の活動を担う人材育成に結び付けていく。

心身障害者(児)の余暇活動の充実を図るため、すでに地域で実施されている様々な活動に障害者(児)

も参加できる体制の構築について検討する。

(3) 「団塊世代事業」の支援

戦後の第一次ベビーブーム期に出生した約1,000万人のいわゆる「団塊の世代」の人々が、今後数年の間に定年退職の時期を迎える。平成16年3月に実施した市民アンケートによっても、「団塊の世代」の人々は、これまで培ってきたキャリアを退職後も活かして自ら税金を納め、地域社会の福祉と文化向上に貢献したいという意欲を持っている。この人たちは、生きがいや社会貢献意欲、あるいは経済的事情に応じた多様な就労形態により、70歳頃まで働くことを選択できる社会を求めている。これは未来に向かって開かれた考えである。そこで、その実現のため、「団塊の世代」の人々が退職後に自らビジネスプランを作成、実施することや、定年後の活躍の場を生み出すことをサポートする仕組みづくりを検討する。

3 地域で支え合う福祉のまちづくり

(1) 地域福祉を支える基盤の強化

地域における人材づくりと社会資源の有効活用を効果的に組み合わせた共助の仕組みづくりを進める。

「地域福祉活動推進協議会(地域社協)」は地域における助け合い活動に取り組んでいる。これをさらに定着、発展させるため、コミュニティセンターや福祉施設等を活用し、地域の福祉活動がより活性化するための組織づくり、仕組みづくりや、地域の福祉活動をコーディネートする人材の育成を、「第2次地域福祉活動計画」に基づき、武蔵野市民社会福祉協議会が行い、それを市が支援する。また、「地域社協」が地域福祉活動の担い手として認知され、市民の協力が得られるよう広報する。

(2) 心のバリアフリーの推進

高齢者や障害者の自立と社会参加を促進するためには、偏見や差別をなくすことが重要である。地域の相互理解の中で高齢者や障害者の生活を支える仕組みを作るために、心のバリアフリーを一層推進する。障害者との交流や講演会等を実施することで市民意識の啓発を図り、地域住民との連携を発展させる。

(3) ふれあい・ボランティア体験の促進

子どもや若者が、高齢者や障害者をありのままに受け入れることができるよう、多様なふれあい体験などの機会を積極的に提供していく。

教育委員会と連携し、学校教育におけるボランティア体験学習ができる施設の確保と情報提供を行う。ボランティアセンター武蔵野が行うボランティア体験・講座の充実を支援し、また学校と連携して児童・生徒の参加を促進する。

(4) 地域福祉活動への支援

高齢者の閉じこもり防止や介護予防につながる身近な地域の拠点として、地域の人材を活用した、テンミリオンハウス事業をさらに拡大する。公共交通を利用した外出が困難な高齢者や障害者が、より気軽に、安心して外出できるよう、移送サービス（レモンキャブ）事業を、地域の商店主などの運行協力を得て、さらに拡充する。

気軽に住民同士のコミュニケーションを図る場、そして高齢者の閉じこもり防止や世代間交流の場とするため、空き店舗等を活用した「憩いの家（仮称）」の設置に取り組む。

4 安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域の安全・安心の確保

近年、高齢者の「孤独死」が社会的に問題とな

っているように、今後、高齢者や障害者を中心とした市民の生活上の安全・安心の確保は重要な課題となる。一人暮らし高齢者などの安否確認や日常生活の不安の相談などを、地域の中で連携して解決するため、「地域社協」を中心に展開している安全安心助け合いネットワークを一層充実させるよう支援する。また、電気・ガスなどのライフラインの使用状況を安否確認情報として活用するなど、より効果的な仕組みを整える。さらに、傾聴ボランティアの養成や、一人暮らし高齢者の夜間の不安を払拭することを目的とした電話サービスの実施やITを活用した支援サービスについて研究する。

(2) 救急医療体制の整備

市内の診療施設に委託している休日・休日準夜（午後5時～10時）診療の見直しを図り、今以上に休日でも市民が安心して受診ができるよう、救急病院とは別に、休日診療センターの設置を検討し、休日の応急診療施設の確保に努める。

(3) 在宅介護支援センターの機能の充実

「高齢者福祉総合条例」は、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりの推進を基本理念の一つとしている。その実現のために、ボランティア活動や「地域社協」など地域の社会資源のコーディネートや地域ケア会議を通じた民生委員など地域の関係機関との連携、障害者施策も含めた介護支援における困難ケースへの対応など、高齢者を総合的に支える地域のセーフティネット（社会の安全網）として、在宅介護支援センターの役割や機能を充実させる。また、在宅介護支援センター間等の連携強化を図る。

(4) 障害者相談事業の充実

障害者の自立生活を支援するため、生活支援センターの充実を図り、在宅生活におけるサービス利

用援助、生活力を高めるための支援、社会資源の活用等の情報提供、相談事業などを実施する。

(5) 地域リハビリテーションの推進

高齢者や障害者が地域で自立した生活を続けるために、保健・医療・福祉の連携による支援の仕組みを充実させる。その第1段階として、脳卒中などの脳血管障害で急性期を過ぎ、リハビリテーションが必要な方を在宅介護支援センターなどが医療機関と連携して支援する地域リハビリテーションの仕組みを構築する。

(6) 家族等介護者の負担の軽減施策の充実

高齢者を介護する人の精神的・身体的負担の軽減を図り、高齢者が在宅で継続して生活できるように家族介護教室を実施するとともに、家族介護者同士の交流の機会を作るなど、支援を行う。

(7) 虐待防止体制の整備

高齢者への虐待の防止に努めるとともに、虐待事例への対応について、必要によりシェルター（緊急一時保護施設）を利用して、心身の安全を確保する。さらに、虐待の早期発見と虐待を確認した場合の適切な対応のため、「武蔵野市高齢者虐待防止連絡協議会」を通じて、関係機関（在宅介護支援センター、ホームヘルプセンター武蔵野、警察署等）と情報交換を密に行い、連携の強化を図る。

5 サービスの質の向上と利用者の保護

(1) 介護保険制度への取り組み

平成12年4月にスタートした介護保険制度はサービスの受給者数が伸び、制度の運営も一時期の混乱を脱した状況にあるが、要支援や要介護1など軽度の要介護者の急増と自立支援に結びつくケアプランのあり方、そして何よりも給付費の増大が大きな課題となっている。介護保険制度施行5年後の見直

しにより、平成18年4月から改正介護保険法がスタートするが、引き続きケアマネジャーへの支援に取り組み、保険者の責務としてサービスの質の向上に取り組む。

また、要介護認定調査は、介護保険制度の根幹を成す部分であり、市ではこれまで職員、在宅介護支援センター職員など公的機関が中心となり、認定調査を行ってきた。今後も要介護認定の公平性を保つため、公的機関による認定調査を継続していく。

利用者が高齢者保健福祉サービスや介護保険を安心して利用するためには、サービスの質を向上させるとともに、サービスの安定供給が必要となることから、介護サービス事業者に対しても、研修会を開催し、また利用者に対する情報提供ガイドラインを作成することで事業者の質の向上を図る。

さらに、必要なサービスが適正に提供されたかどうかを給付実績をもとにケアプランの内容を検証するとともに、需給バランスの確保を図ることにより、真に必要なサービスが高い質で供給される体制を整える。

(2) 権利擁護事業と第三者評価

高齢者や障害者の権利を尊重し、必要な支援やサービスを効果的・効率的に提供できるように、利用者や家族の立場に立った相談・支援体制を充実させることが必要である。まず、福祉サービスに関わる各窓口が連携し、苦情解決のためのサービス調整機能を強化する。私法上の契約締結行為を行いにくい痴呆性高齢者や障害者に対してサービスを利用しやすくするため、福祉公社が実施している権利擁護事業の支援を行う。

「東京都福祉サービス第三者評価システム」により、福祉サービス提供事業者に対して第三者機関による公正でわかりやすい事業評価を行い、その結

14 成年後見制度

判断力が衰えたり、痴呆性高齢者、知的障害者など自分自身の権利を守ることが十分でない人の財産の管理や運用上の監督、保護を支援する制度。

果を利用者や介護者に提供する。また、利用者が目的に応じて質の高いサービスを選択できる仕組みを整える。

(3) 措置によるサービス利用の適用基準の検討

社会福祉制度が措置から契約へと大きく変わり、介護保険や支援費制度が導入されるとともに、権利擁護制度や苦情解決制度などの充実が図られてきた。これらにより、判断能力を欠き、かつ保護者のいない高齢者が介護サービスを利用するにあたって、「市長申し立て」により成年後見制度¹⁴を利用できるよう制度の整備を行った。しかし、この制度には、手続き時間や費用がかかり、緊急時の対応が困難であったり、若年の被後見人の場合には、数十年という長期にわたる後見が必要で、個人の後見人には限界があるなど、問題点も見えてきた。こういった問題点を踏まえて、法令に規定されている「措置」による介護保険サービスの利用、特別養護老人ホームへの入所や障害者支援費サービスなどの利用について、適用基準を作成するなど必要な検討を行う。

6 サービス基盤の整備

(1) 地域生活を支援するサービス基盤の整備

市民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、福祉三計画に基づいて、社会資源を有効に活用しながら今後もサービス基盤の整備を推進していく。

高齢者や障害者の在宅生活の支援をショートステイ、デイサービスの充実などにより引き続き行うとともに、地域における共同生活の形態などについても研究を進め、多様な方法で「生活の場」の整備を支援していく。また、介護の必要が重度化しても、住み慣れた地域内で様々な福祉サービスを提供できる地域ネットワークの形成についても研究を行う。

さらに、介護者の人材育成について取り組み、サービス基盤の整備を図っていく。

(2) 福祉施設のあり方の検討

高齢化率など市政を取り巻く情勢の変化を見据え基盤整備を効果的に行う必要があるが、その一環として、施設の維持管理とともに「くぬぎ園」のあり方について検討を進める。

障害者福祉センター事業を見直し、相談機能の充実を図るとともに、機能訓練、生活訓練を拡充し、障害者が自立した生活を送ることができるよう支援する。

(3) 福祉サービスにおける市の役割の見直し

介護保険の導入から4年が経過し、サービス提供事業者の参入が広がるとともに、サービス供給量の増加と質の向上が進んでいる。この間、市の役割は、事業者の育成・支援、情報提供、サービス評価事業や権利擁護などの利用者保護にシフトしてきた。今後も福祉サービスの利用しやすい環境を整える一方で、市独自の居宅サービス利用促進助成事業については、介護保険制度を公平に運営する観点から適切な受益者負担について検討を進める。

子ども・教育

1 子育て支援施策の総合的推進

近年、核家族化の進行、近隣関係の希薄化、就労環境の変化などを背景として、家庭や地域の子育て力の低下、親の育児負担感の増大など、子どもたちを取り巻く環境は一段と厳しさを増している。それらは、深刻な育児不安やゆがんだ子育てにつながり、不登校や引きこもりをはじめとして児童虐待事件の多発や子どもが関係する犯罪の増加などに現れていると指摘されている。また、これらの問題は「家族」の崩壊と地域コミュニティの希薄化も一因であると言われており、家族のあり方が問われている。地域と行政が、家族の問題に関わらざるを得ない課題が突きつけられている。

次世代を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つことは、子どもを持つ家庭だけではなく、社会を構成するすべての人にとって重要な意味を持つものであり、社会全体で取り組まなければならない最も重要な課題である。

また、子ども自身が豊富な体験（生活体験、自然体験、社会体験）を積み重ねることによって、対人コミュニケーション能力などの様々な能力や感性をはぐくんでいくので、そのためには「身体・言語・自然」をキーワードとした、多様な体験事業の拡充を図っていく必要がある。

中でも家庭は、子どもにとって最も身近に接する社会であり、家庭での教育は子どもの健全育成の原点といえる。すべての家庭が安心して子育てができ、その結果家庭の子育て力が高まるように、社会全体で子育て家庭を支援していく必要がある。

また、子育て家庭を地域全体で支援していくにあたっては、様々な主体が実施している子育てサービスの連携を図るとともに、NPO・市民グループや

各種法人等が創意工夫した事業を展開できるように環境を整えていくことが不可欠である。

(1) 地域社会全体で取り組む子育て支援の構築
地域、企業、行政をはじめ地域全体が、様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力をもって子育て支援にかかわっていくことが必要である。

これまでもそれぞれの機関や施設などで多様な取り組みが実施されてきたが、今後は、子育てSOS支援センターを中心とした、子育て支援関係機関によるネットワークを有機的に機能させて子育てをする親を支えるとともに、地域でのグループやサークルを通じた子育て活動の支援、そしてその中心となる子育て支援リーダーの養成、コミュニティセンターなどを利用した親子広場事業の展開などにより、親が主体的に子育てに向き合えるよう、親同士のつながりや地域における支え合いのしくみづくりを推進していく。

(2) 保育サービスの拡充

公立保育園は、子ども施策に占める比重が非常に高く、子ども施策の充実には、サービス面及び財政面での見直しが不可欠である。すでに公立保育園においては公立保育園改革計画に基づき、保育サービスの質の向上を図り運営の合理化を行っているが、その成果を検証し、地域の様々な個人・団体の協力を得ながら、入所児童に限らず、地域の子育て家庭全体への支援を拡充させていく。

保育サービスにおいては、親の就労形態の多様化に対応するため、子どもの健全育成に配慮しながら、親の就労形態を問わない短時間、定曜日、夜間等の一時保育など、多様なニーズに対応した様々な主体による保育サービスを展開する。また、乳児の保育については、家庭的な雰囲気の中で、3歳までの子

次世代育成支援対策推進法により、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とする行動計画の策定を区市町村に義務付けている。

どもを預かる保育ママの拡充を図る。さらに、子どもの人生のごく初期において親子の絆をしっかりと確立することを促進する面から、育児休業後に安心して仕事に復帰できる見通しを得られることにより、育児休業の取得を促すために、保育園入所年齢定員枠の見直しや年度途中の入所受入れなどを検討する。そのように必要な人に対して必要な時に適切な支援が行える保育施策を民間保育園を含め進めていく。

(3) 子どもの安全・安心

公共施設が子ども連れでも利用しやすいようバリアフリー化に取り組むとともに、民間施設へも同様の働きかけを行っていく。

また、近年増加している乳幼児が巻き込まれる犯罪を防ぐため、子育て施設や地域での子どもの安全確保、防犯機能の強化、不審者情報の提供、子どもを守る家の拡大など、地域で子どもを守る体制づくりを推進する。

(4) 子育て家庭への支援

民間保育園や幼稚園、子育て支援NPOなど、民間の子育て支援事業者と連携を図りながら、子育て家庭へのサービスの拡充を行っていく。また、地域の中で大きな役割を果たしている民間幼稚園に対する支援策について研究する。

コミュニティセンターなどの施設に、子育ての悩み相談や遊びの指導を行う人材を配置するなど、自由来所型の遊び場提供事業の充実を図る。現在の0・1・2・3施設のサービスを出前的に実施するほか、保育園での子育て支援事業についても拡充を行っていく。図書館においては、0歳と3歳児を対象としたブックスタート事業を核として、お話し会など関連施策の充実を図る。また、ひとり親家庭に対しては、自立を促す支援策を検討する。

一方、乳幼児医療費助成制度は、都の制度として

始まったもので、本来これは自治体間の格差に配慮しながら国や都がその役割を担うべきであるが、近年の都区市町村の助成拡大の動向や、病状が急変する乳幼児に対する医療機会保障の公平という側面も考慮して、所得制限を緩和する方向で検討を進める。

(5) 子育てプランの見直し

子育て施策の更なる充実に向けて長期的・総合的な視点に立った議論が必要である。特に、子どもの成長の時系列を見据えた施策を組立て、体系化し、子ども施策を計画的・総合的に推進していく。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備等に関する行動計画を策定することが義務付けられた。そこで、福祉・教育・まちづくりなどの分野を超えて「子育てプラン武蔵野」の見直しを行い、「次世代育成支援行動計画」¹⁵と一体的に策定する。

2 親子のふれあいと家庭への啓発

(1) 体験事業を通じた親子のふれあい

子どもの実体験不足を解消するため、子どもの心身の発達に合わせた自然体験活動ができるよう、プログラムを体系的に整備するとともに、親子で共通の自然体験活動を行うことにより、親と子のふれあい、絆を深めることを目的とした事業を充実させる。

(2) 子育ては親育て

核家族化等の進行により、祖父母や地域の子育て経験者等から子育ての知恵が伝わらないことなどを背景にして、大人になること、親になることの自覚が不足したまま成長した若者が増加している。子育ての楽しさや喜び等について理解を深めることで、「親性」をはぐくむ仕組みづくりを行う。そのためには、ヤングアダルト親業講座の開設、子育ては楽しキャンペーンなどの事業を実施していく。

また、地域全体で親を育てていくという新たな視点から、親の子育てグループ活動の支援や、将来、親となり、子育てをする世代を対象とした各種講座や体験学習、仲間づくりの支援などを実施していく。

(3) 子育て家庭への「食」の啓発

現在、子どもの「食」を取り巻く社会環境が大きく変化し、個人のライフスタイルや就労形態と「食」に対する価値観が多様化する中で、家族で食卓を囲む時間の減少や、独りで食事をする“孤食”の増加などの問題が指摘されている。

家庭において子どもが健全な食生活を送ることは、子どもの身体発育だけでなく心の発達において最も重要である。「食」に対する意識の高揚、家族で食生活の基本が保てるような環境にも配慮し、子どもの食に関するキャンペーンなど、子育て家庭を中心に市民への働きかけを積極的に行い、啓発活動を実施する。

また、保育園や小学校においては、栄養士による栄養指導や調理体験など、食に関する知識の習得や望ましい食習慣の確立を図る。

3 子育て支援施設の整備

子育て支援関連施設については、地域の子育て支援ニーズに対する短期的な対応と長期的な予測を考慮しながら、0123施設の新設や既存施設の再編など、特に武蔵境圏の施設整備の具体的検討を進める。また、緑町都営住宅の建替え事業に伴い、地域住民による子育て支援の活動拠点となる施設の整備を行う。

市立保育園は、長期的な展望に立ち、改築や改修を計画的に行うとともに、乳幼児の心身の健全な発達を促すために望ましい環境を創出するための整備も適宜行っていく。

桜堤児童館は、0123施設や地域子ども館の整備状況や地域の保育需用などを踏まえながら、地域保育支援施設への転用を含めた検討を行い、施設の有効活用を図る。

境幼稚園については、教育委員会から幼保一元化施設への転用について一定の提言がなされているが、市立幼稚園としての当初の設置目的は既に達成していると考えられる。また、園児数は大幅に減少し、市民ニーズからも運営の効率性の面からも幼保一元化施設として存続させるのではなく、新しい子育て支援施設としての活用を展望し、発展的解消を図る。なお、廃園する場合の実施時期については、武蔵境地域においてはこの数年、桜堤団地の建替えや民間の大型マンションの建設等住宅事情に変化の要因もあることから、当面情勢の変化を見届けることが必要である。さらに、境幼稚園で培われた幼児教育の成果を市立保育園で継承するなどの準備を行う。

4 学校教育の充実

子どもたちが社会において生き生きと暮らし活力ある次代の担い手としての能力を身につけるために、家族、地域社会と一体となって取り組むことが学校教育の責務である。そのことは、「身体・言語・自然」を重視した実体験を伴う教育活動を通じて、子どもたちに自己の存在や他者との関わり、ひいては生きる手応え、社会規範等を学びとらせることにほかならない。

(1) 「身体・言語・自然」を重視した教育

国語力の向上を図るために、児童・生徒のプレゼンテーション大会（仮称）を開催する。また、「子ども読書推進計画（仮称）」を策定するとともに全小中学校における図書館のデータベースや、保護者や地域住民等の協力を得て導入する「学校図書室

サポーター」制度により、学校図書室の活用を推進する。

学校は、家庭や地域と協力しながら、児童・生徒の心とからだの健康づくりを推進するとともに、体育（保健体育）の授業をはじめ、生徒にとって関心の高いクラブ・部活動、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて子どもの体力の向上を図る。

セカンドスクールにおける自然体験等を一層改善・充実し、学習効果をさらに高めるため、小学校4年生を対象とした2泊3日程度のプレセカンドスクールを全校で実施する。また、学校ビオトープの積極的な活用や、自然豊かな公園、地域に残された農地等身近な自然を利用した自然体験・勤労生産体験活動を実施する。

（2）心の教育、キャリア教育の推進

自然体験ばかりでなく、伝統芸能や伝統芸術、国際的な芸術文化等、本物に触れる体験活動を通して心の教育を推進する。また、道徳の授業においては、体験を活かした心に響く授業、児童・生徒が自分の内面を見つめ、課題に主体的に取り組む授業を展開する。

児童・生徒の発達段階に応じて職業観や勤労観を身につけ、主体的に進路を選択することができるようなキャリア教育を体系的に推進する。

（3）「確かな学力」の向上

読み・書きや語いなど基礎的な知識に加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよい問題解決の方法を見つける資質や能力が「確かな学力」である。少人数指導、ティームティーチング、習熟度別指導などを効果的に組合せ、基礎的・基本的内容を確実に定着させるとともに、個に応じた指導を充実し、「確かな学力」の向上を図る。そして、これらの成果を検証

するため、定期的に「学力向上を図るための調査」を実施する。また、教育開発室の整備・充実を図ると同時に、教員に対するスーパーバイザーとしての教育指導員（仮称）を学校に派遣するシステムや、小学校における教科担任制の拡充について検討する。

（4）指導体制の充実

学校における教育内容をより充実させるため、学習サポーター（学習補助員）の導入やティーチングアシスタント（教員志望の学生）の活用など、地域や外部の人材を導入・活用する。また、学校の小規模化による教員数の減少などにより、中学校部活動の指導に支障をきたしていることから、外部指導者の継続的な配置により、部活動の活性化を図る。さらに、教員自身の資質の向上を図るためにライフステージに応じた研修を行うとともに、研修・研究内容全般の一層の充実を図る。

コンピュータ教育ネットワークの構築については、中学校は全校にLANを整備し、普通教室及び特別教室に端末を設置済みであるが、今後は小学校全校にもLANを構築するとともに、それらを活用する教育用コンテンツの開発・共有化を図る。

（5）サポート制度、相談機能の充実

通常の学級に在籍するLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症等の児童・生徒を含め、障害のある子ども一人ひとりのニーズを把握して必要な教育的支援を行う「特別支援教育体制」の研究を、国や都の制度改正の動向を踏まえながら進めていく。

相談機能については、平成16年度末に改築が完了する大野田小学校の中に、従来の教育相談所、幼児教育相談室、訪問相談室を統合した「教育相談センター（仮称）」を設置し、相談及び支援体制の充実を図る。特に、不登校児童・生徒対策については、

専門の組織を設置するなど、その徹底を図る。また、学校と教育委員会、関係諸機関（子育てSOS支援センター、児童相談所、専門医、警察等）からなる子どもサポートシステムを一層充実させる。

（6）学校経営体制の充実

平成 14 年度から全校に設置された「開かれた学校づくり協議会」の一層の充実を図るとともに、保護者や地域住民による外部評価のあり方を研究する。また、公立学校離れの傾向が見られる現状を踏まえ、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校間の連携を図るための調査・研究を行う。特に小学校の新入学児童受入れのためのサポート体制の構築や、小学校と中学校における教育課程の連続性を考慮したカリキュラムの研究が必要である。

また、平成 20 年度より都立武蔵高等学校が中高一貫教育校として開校することとなっているが、開校に向けての進捗状況などの情報を収集し、対応を検討していく。

（7）市立学校の計画的な整備の推進

本市には、小学校 12 校、中学校 6 校があり、平成 17 年度には 100 年校舎として様々な先進的機能を有した新大野田小学校が完成する。これらは教育のための施設であると同時に、一時避難所として災害時の重要な防災拠点ともなる。こうした学校施設については、計画的に耐震補強を行うとともに、劣化診断も進め、長期的な改築・改修計画を策定し、実行する。また、旧桜堤小学校施設・用地の活用方法についても検討する。

（8）食に関する教育の充実

食に関する教育は、本来家庭の役割であるが、食事は生活の基本であることから、現代の子どもの食のあり方と、学校給食との関係を検討するとともに、栄養士による栄養指導や調理員による調理実習、試

食会を開催し、食に関する知識の習得や望ましい食習慣の確立を目指す。

小学校給食のあり方については、小学生期における食のあり方や昼食の持つ意味を検討するとともに、米飯給食の拡充などについて研究する。また、桜堤調理場の老朽化については、民間委託も視野に入れた再整備計画を作成する。

なお、中学生の昼食に関しては、保護者が子どものために弁当を作ることは、家庭と生徒をつなぐ重要な要素であり、現にほとんどの家庭が弁当を作っているという事実がある。ただし、弁当を持参できない生徒に対する各学校での対応については、全中学校で制度化する方向で検討を進める。

5 青少年施策の充実

（1）青少年育成施策の拡充

土曜学校においては、「身体・言語・自然」をキーワードとしたプログラムの充実に加え、伝統文化や芸術文化などの講座の充実や、親子で参加できるプログラム等の導入を検討する。また、地域で運営を支援する組織を育成し、青少年と保護者との交流の場にもなることをめざす。

児童の放課後活動については、平成 17 年度には、市内全小学校において地域の人との協働の取り組みによる地域子ども館の設置が完了することから、今後の地域子ども館や学童クラブのあり方を検討する。併せて、学童クラブの学校内あるいは隣接地への移転の推進を検討する。また、NPOや市民グループ等が行う放課後活動事業への支援を行う。

（2）自然体験事業の拡充

むさしのジャンボリーをはじめとする自然体験事業を、対象年齢や目的別に整理体系化を行い、充実を図る。自然体験事業の拡充を図るために、事業結

果を他事業へフィードバックするための関係部所間の連携や情報の共有化を図るとともに、学校、地域自然体験事業実施団体（NPO法人等）との協力体制をさらに強化する。また、活動の拠点となる市立自然の村などの施設の適切な管理運営を行う。

また、これらの自然体験事業を継続的に実施していくため、自然体験が子どもに与える効用について周知・啓発していくとともに、指導者の拡充とその核となる人材の育成を図り、活動の場の提供を行っていく。

（3）青少年育成環境の整備

青少年を含めた子どもたちの自由時間における安全な居場所を確保していく必要がある。中高生の活動拠点の整備に関しては、農水省食糧倉庫跡地に建設する「新公共施設」を活用するとともに、ボランティアリーダーの養成など地域での活躍の場を充実させる。また、NPO等との連携を図りながら、冒険型遊び場におけるプレイリーダー等の指導者の育成を行っていく。地域が一体となって青少年の健全育成に取り組むためには、親世代である30代、40代の大人の積極的な地域児童健全育成活動への参画が不可欠であるので、そのための方策を検討する。

6 生涯学習施策の拡充

（1）生涯学習機会の拡充

市と武蔵野地域五大学の連携による武蔵野地域自由大学を核として、市民の高い生涯学習意欲に応え、いつまでも学び続けることができ、「学ぶ楽しさ無限大」を実感できる、様々な学習機会を提供する。それとともに、自由大学に集う市民の自主的な活動である、自由大学交流センターを活用したサークル活動や自主講演会等の支援を行い、新たな生涯学習コミュニティの形成をめざす。また、市内の小・

中・高等学校や、市内企業・公共機関等が連携、協力して、市域全体をキャンパスとみだてて総合的な生涯学習を提供するようなネットワーク化についても研究する。生涯学習事業の実施に当たっては、効率的・効果的な運営体制が必要なことから、民間のノウハウなども活用して体制の整備を行う。

（2）文化財施策の拡充

今日の武蔵野市を築き上げた歴史を広く市民に知ってもらい、市民の郷土意識を高めるため、市が保有する文化財や民俗資料等の整理を進め、公共施設を利用した展示を充実させる。また、年中行事等の記録ビデオ、啓発ビデオの作成や、資料のデータベース化によるインターネットを利用した公開を検討する。

（3）生涯学習施設の充実

農水省食糧倉庫跡地に建設される「新公共施設」は、西部図書館を移転拡充した図書館機能を中心に、生涯学習機能を加えた知的創造拠点として整備する。施設の運営にあたっては、施設の一体的管理が求められるが、指定管理者制度が公の施設について導入されることに伴い、外部団体等への委託化も検討する必要がある。その際、現在、生涯学習スポーツ課で行っている生涯学習施策の一部の委託化とともに、新図書館における機能拡充のあり方や、中央図書館、吉祥寺図書館を含めた3館全体の一体的な運営管理のあり方についても併せて検討を行う。

図書館事業では、その他にITを活用した3館ネットワーク、インターネットを利用した図書予約など、情報化、生涯学習社会に対応したサービスの充実を図る。

また、社会教育施設としての市民会館は、農水省食糧倉庫跡地の「新公共施設」の機能と重複することから、コミュニティセンターや貸出し専門の市

民施設への転用も含め、新たなあり方を探る必要がある。

地球温暖化対策の一環として、事業者に対して市が支援する制度。環境負荷の低減を図っていく事業者に対して、市は環境行動計画の策定を支援するためのアドバイザーを派遣するなどして、環境の保全を進める事業。

緑・環境・市民生活

1 持続可能な都市の形成

(1) 資源・エネルギーの循環的利用の推進

21世紀初頭の最大の環境問題は地球温暖化である。その主な原因は、現在の私たちの生活スタイルを支える化石燃料の燃焼による二酸化炭素(CO₂)の排出である。持続可能な都市の形成のためには、資源多消費型の社会経済システムやライフスタイルの変革が必要である。

循環型社会に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で協力して取り組む体制づくりの推進と併せて、次世代への環境教育の実施や、自然エネルギーや燃料電池等の新エネルギー使用への誘導を図る。また、緑のリサイクルシステムの構築やリサイクルセンター設置等についても検討を行う。

さらに庁用車については、環境負荷の少ない低公害車を導入するとともに、ディーゼル車の使用に関しては国や都の動向に注意しながら研究を行う。また、環境会計の導入についても研究する。

(2) クリーンセンター建替え計画の検討

今後のクリーンセンターの建替えに向け、循環型ごみ処理システムの構築を検討する。システムの構築に際しては、クリーンセンターの中間処理方法のみならず、総体的に環境負荷の少ないごみ処理システム、廃棄物をエネルギー源、燃料として利用するサーマル・リサイクルなどごみの持つエネルギーを最大限回収・利用できる仕組み、物質循環優先システムの再評価、現行システムでの負荷軽減策などを調査・研究し、現行システムとの比較評価を行って、適切な切替え計画の検討を進める。

(3) ごみ減量の促進

本市が、平成10年よりごみの焼却灰の搬入を行っている二ツ塚最終処分場は、あと10年で満杯と

なる状況にあり、しかも新たな処分場の建設は困難である。ごみの減量は急務であり、排出者責任の明確化を進め、家庭ごみの有料化、戸別収集なども踏まえ、市民・事業者がごみの発生・排出抑制に積極的に取り組む施策のあり方について検討する。資源化の推進や市内美化のために自発的な活動を行う個人や団体に対する支援については、関係団体とも連携をとりながら推進する。また、最終処分場を管理する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が進めている焼却灰をリサイクルするエコセメント事業を、同組合の構成市として積極的に支援する。

(4) 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換

市民に対して、知恵を使った環境配慮型ライフスタイルを提案するとともに、環境に配慮した事業活動届出制度である「グリーンパートナー制度」¹⁶の充実など、環境経営の普及促進や環境学習ネットワークの形成等を推進する。

2 緑豊かな都市環境の創出

(1) 特色ある公園づくりの推進

現在の市民一人当たりの公園面積4.4m²を、「武蔵野市緑の基本計画」の目標値11.9m²に近づけるため、公園・緑地の量的な拡充を進めるほか、武蔵野駅前の広場公園やプレイリーダーが配置された「冒険遊び場」、農業ふれあい公園など特色ある公園づくりを進める。

(2) 魅力ある遊歩道の再整備

緑化推進ゾーンであるグリーンパーク緑地を安全で快適に移動できる緑の回廊として拡充整備するとともに、千川上水遊歩道を再整備する。玉川上水、千川上水、仙川など、緑の軸を中心に、水辺を含めた再整備を、様々な緑の保全・創出と連携して進める。

17 グリーンマスター制度

緑に携わる人材の確保と緑化環境の技術や知識の向上を図ることを目的として独自の試験制度を導入しこれを認証する制度。

(3) 市民との協働でつくる緑化空間

公共施設はもとより、民有地や民間施設の緑の回復をめざし、既設の制度などの見直しや拡充を行う。屋上緑化など公共施設緑化を進め、民間の緑へとつなげていく。また、屋敷林や樹林地などを保全するとともに新たな緑の創出を図るため、税制度を含めた助成策の調査・研究を行う。さらに公共用地及び民有地の借り上げ地を活用し、暫定利用のコミュニティガーデンを配置する。

公園の管理については、市民参加を促し、地域ごとに特色のある公園管理を行うための制度導入について検討する。また、市民が運営する「むさしの自然環境センター」の設置を検討するとともに、人材の確保と緑化環境に関する技術や知識の向上のため、独自の資格試験であるグリーンマスター制度¹⁷を導入する。

3 身近な自然の回復と保全

(1) 水辺空間の整備と生態系の重視

仙川水辺環境の整備を行うほか、玉川上水に沿う遊歩道、野鳥の森公園、西久保公園を一体的に整備することにより、水と緑豊かな都市環境を創出する。

(2) 近郊地の森林の保全と活用

荒廃しつつある東京の森林を保全し、育成するため、「二俣尾・武蔵野市民の森」及び奥多摩の森の保全業務を継続して展開するとともに、身近な自然体験学習ができる場として整備・活用する。行政、市民、企業が連携し、水辺・緑環境の保全や森林保全活動等を行うためのトラスト法人を設置して、ボランティア活動の支援や情報発信の拠点とする。

4 農業の振興

(1) 農地の保全

農地は、農業のみならず災害時の避難場所や都市環境保全等多くの機能を有している。そのため、生産緑地や市街化区域内の農地の保全に努める。

(2) 都市農業の振興

農業振興基本計画は、東京都農業振興プラン等との整合性を図り、見直しを行う。また、農産物の販売方法が直売方式に移行していることから、市内農業のPRや農産物直売マップの作成など、地産地消の促進を図る。

市民に安全・安心な農産物を供給するため、残留農薬検査の充実などとともに、農業団体と協力して農産物の生産履歴記録の確立や、そのための支援を行う。

生ごみコンポストを活用した農産物の生産など、環境に負荷の少ない農業の実践を支援する。

(3) 体験型市民農園の支援

市が管理運営する市民農園ばかりでなく、農業者自らが開設して管理運営を行う、体験型市民農園について支援を行い、充実を図る。

5 商工業の振興

活力あるまちであり続けるために、武蔵野商工会議所、武蔵野市商店会連合会及び各種団体等と連携して、商工業の振興を図る。

(1) 吉祥寺商業活性化

都内有数の繁華街である吉祥寺については、商業関係者も参画した吉祥寺グランドデザインに基づいた総合的な整備を進める。まちの将来像や魅力の創出など、官民協働の取り組みを進めるとともに、リピーターの増加につながるよう、商店街の施設整備や個店の魅力向上について商業関係者と研究をして

いく。

(2) 路線商業活性化

後継者問題をはじめ、路線商業の現状には非常に厳しいものがある。一方、町内会が全市的には組織されていない本市にとって、商店会は、防災、防犯、交通対策、環境、美化、少子高齢化対策等あらゆる市民生活に密着している。そこで、地域と連携した商店街づくりを支援していく。

(3) 武蔵境商業活性化

武蔵境圏は、鉄道連続立体交差事業や桜堤団地建替、大規模マンション完成に伴う人口増など商業が影響を受ける要素が多い。中心市街地活性化基本計画を策定している武蔵境駅周辺は、大型店と共存できる商店会を目指すとともに、地元商業関係者や市民等を交えて検討を行い、TMO組織の設立を目指す。

(4) 新製品開発等の支援

武蔵野商工会議所工業部会が取り組んでいる介護・生活環境事業を支援する。また、完成した製品や技術等の展示会等への出展に対する支援を検討する。

(5) 中小企業の支援

小規模企業資金融資幹旋事業や勤労者互助会を通じた中小企業のための支援を引き続き行うとともに、景気動向を把握し、状況に応じた対策をとることができるよう検討する。

6 都市観光の推進 地域の再発見

観光的な側面から、まちの魅力を発信し、商業活性化の活動とリンクした賑わいのあるまちづくりを推進する。アニメワンダーランドなど観光的な要素を持つイベントを継続して開催するとともに、市内各所に点在する公園や文化財などを回遊するルート

や、ショッピングにとどまらない楽しさの演出を研究し、観光まち歩きマップ(仮称)等の作成や観光案内施設等を活用した情報の発信を行い、来街者の増加を図る。

7 真に豊かな消費生活の推進

遺伝子組換え食品やBSE(牛海綿状脳症)などの問題に端を発した食に関する安全性への不信感の高まり、ITを利用した犯罪など悪質商法の多様化・被害の低年齢化等、消費者としての市民を取り巻く環境には安全を脅かす要素が増えている。市民生活の安心という観点からも、市民が真に豊かな消費生活を送れるための態勢を充実する。

(1) 消費者教育の推進と相談態勢の充実

市民を対象とした「消費生活講座」をさらに充実させ、環境にやさしい生活方法やトラブルに巻き込まれないための基礎知識について学習する。多様化・深刻化する悪質商法被害の未然防止のためには、地域とのつながりが重要であり、特に高齢者単身世帯に対しては、民生委員、ケアマネジャー、警察署等関係機関との連携を強化する。また、早期からの消費者教育として、中高生を対象に身近な消費生活についての出前講座や、契約に関する講座を開催する。また、被害の未然防止、回復のために市民が相談しやすい態勢をさらに充実する。

(2) 安全・安心を基本とした食に対する学習

市民生活において、食の安全・安心の確保は重要な課題である。講座や啓発活動により、食品添加物、食品表示、食品有害物質等について学習する機会を提供し、消費者が正しく食品を選択するための情報や知識を普及する。また、「食育教室」を開催し、地元農業者と交流を行い、生産を身近に知ることにより、地域の食に対する理解を増進させる。

武蔵野市生活安全条例に基づき、独自のデザインのパトロールカーで保育園、幼稚園、小学校などの施設を回り安全を確認するパトロール隊員。

(3) 消費者活動の支援

衣食住・環境などに関する消費者活動を継続的、計画的に行う団体に対し、情報交換、研究の場を提供するほか、講師派遣、専門講座の開催など学習活動の支援を行う。

8 安全・安心、快適なまちづくり

(1) 防犯性の高いまちづくりの推進

市内の各地域ごとに自転車及び徒歩により巡回するエリアパトロールと、市内全域のパトロールを行うホワイトイーグル¹⁸との連携を図ることにより、よりきめ細かなパトロールを確立し、犯罪の防止を図る。

(2) 快適な生活環境の確保

美化清掃活動をさらに拡充し、地域ごとの美化意識の高揚と実践を図る。また、現在吉祥寺駅周辺で行われているマナーアップの取り組みの定着を図るとともに、他地域への拡大を検討する。また、関係部署とも連携をとり、公共の場所へのポイ捨てをしにくくするような施策を進める。

9 防災態勢の強化

(1) 地域防災力の向上

市内を250m四方の基準区画(メッシュ)に区切り、各メッシュ内に消火栓のほか防火水槽等の消防水利の整備を進める。一時集合場所・避難場所に指定している市立小中学校については、断水・停電時でも水の確保を確実なものとするため、継続的に敷地内の新たな井戸の掘削等整備を進める。さらに、オープンスペースの確保及び防災機能を強化するため、今後も「防災広場」の整備を図るとともに、協力農地を活用した「地区災害時退避所」の整備を推進する。

自主防災組織の組織率は、市内全町丁目の40%

程度にとどまっていることから、市内全域への組織化をさらに推進するとともに、専門的な知識と経験を有する防災指導員を設置する。また、自主防災組織連絡協議会を設立し、団体相互の情報交換等を行い、各団体の事業及び活動をより一層活発なものとする。地域の核となる防災推進員、自主防災組織委員等には上級救命技能の習得を図り、災害時の救命率を向上する。

地域系防災無線システムを更新し、デジタル化を進めるとともに、避難想定人口37,500人の当初2日分の食糧の備蓄に加え、災害弱者と言われる高齢者や乳幼児に適した食糧、寝具や日用品などの生活必需品の整備を進める。

(2) 防災・安全センター(仮称)の整備

震災だけではなく、テロやSARSをはじめとする感染症など様々な危険から市民の安全を守る危機管理の拠点として、防災・安全センター(仮称)を設置する。非常時には、災害対策本部の判断・指揮機能が重要である。また、災害対策本部の判断だけでなく、錯綜すると予想される窓口サービスを支援するために、強力な情報システムを整備する必要がある。整備にあたっては、従来からの市民の個人情報重視する姿勢を堅持し、それを脅かすネットワーク接続は回避する。この情報システムが有事にも稼動することを保障するとともに、市民が安全問題への理解を高め、安全文化を形成することを目指す。平常時から、システムの骨格となる地理情報処理機能を活用した高齢者や子育て家庭等の災害弱者に向けた支援サービスを行う。さらに、関係機関及びボランティア団体等との連携体制の確立、情報の有機的な活用、従事者に対する寝具等の備蓄機能などの検討を費用対効果も見極めながら進める。

19 コミュニティ評価委員会

コミュニティ協議会（公共的団体）のコミュニティづくりについて評価を行なうため、武蔵野市コミュニティ条例に基づいて設置される委員会。平成 16 年 3 月に第 1 期委員会による評価報告書が提出された。

10 市民活動の活性化と協働の推進

（1）コミュニティの活性化

市のコミュニティづくりは、コミュニティ構想に基づき、市民が主体となって進められてきた。その活動拠点として 20 館(分館等を含む)のコミュニティセンターが設置されている。コミュニティ活動の開放性・透明性をより一層高めるため、ホームページや広報誌の活用や、コミュニティ評価委員会¹⁹による評価など、情報提供・情報公開を積極的に推進する。また、近年、電子的なネットワーク上の交流・連携も生まれているため、「電子コミュニティ」の支援のあり方についても研究していく。さらに、センター利用者の利便性向上を図るため、施設予約状況が確認できるようなセンター間の施設情報の共有化について検討する。

（2）協働推進体制の整備

NPO 団体、市民団体、ボランティア団体などの社会貢献的な活動を行う団体と行政とが、それぞれの特性を活かしながら、対等な立場でパートナーシップを発揮し、地域の課題解決や公的サービスの提供に取り組めるような体制づくりを進める。そのため、NPO 活動の促進や協働のあり方に関する市の目標や方針を示した基本計画の策定作業を進めるとともに、市職員を対象とした意識啓発に取り組む。また、従来からの NPO 法人に対する補助金や、研修・講座の開催などを充実させ、団体の自立支援を行っていくと同時に、NPO や市民活動団体などが交流し連携を図っていくための拠点として、それら市民活動に関する様々な情報提供と情報集約機能を持つ、総合的なサポートセンターの設置を検討する。

11 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現には、男女がともに自立

した対等なパートナーとして、お互いに尊重し、協力し合い、社会のあらゆる分野に自らの意思で参画できることが重要である。全庁的な取り組みを強化するとともに、市民との協働を促進する必要がある。

（1）推進体制の整備と強化

社会の変化に対応した「第二次男女共同参画計画(21～25 年度)」を市民参加により策定するとともに、男女共同参画推進の指針となる条例の制定について、市民とともに研究し、議論を深める。

（2）様々な活動の充実と環境整備

「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」は、自主運営の組織として充実を図る。性差による社会的な不利益を解消し、就労環境を整備するため、保育・育児、介護などの支援機関との連携を深めるとともに、就労に必要な能力を高めるセミナーの開催や創業・起業等の情報を提供する。

女性に対する様々な暴力、メディアによる性差別的な表現、性の商品化の拡大など、女性の人権を侵害している多くの問題がある。関係機関との連携を強化し、被害の防止と被害者の救済、自立を支援するための体制整備をする。また、相談事業の充実を図る。さらに、社会制度や慣行に存在する固定的な性別役割分業意識の是正や、社会にあふれる多様な情報の取捨選択、評価・利用する能力(メディア・リテラシー)の向上などを図るため、引き続き情報誌の発行や講演会・講座の開催などを通して真の男女共同参画を目指す社会風土づくりを進める。

12 都市・国際交流の推進

（1）国内都市交流・協力の推進

姉妹友好都市の中には市町村合併を控えている所も多く、合併後に交流のあり方が変化していくことも考えられるが、合併後も可能な限り積極的に交流

本市と姉妹友好都市として交流している各市町村間の連絡を密にし、協力して友好親善の促進に努め、相互に交流を深めることを目的に結成され、各種事業を実施している。

を推進する。従来からの市民ツアーやセカンドスクール、アンテナショップ、武蔵野市交流市町村協議会²⁰などの各事業を充実させつつ、連携を深める。

(2) 国際交流・協力の推進

積極的に国際交流事業を推進していくとともに、拡大、発展してきた交流事業について武蔵野市国際交流協会や関係機関との連携を強化する。事業ごとに目的を明確にして、単なる繰り返しに陥らないよう、その成果をひとつずつ検証し、更新していくことが必要である。なお、武蔵野市国際交流協会の組織については、NPO法人化を念頭におきつつ、国の公益法人制度の抜本的改革が平成18年度に予定されていることから、その推移に留意しながら計画的に見直しを進める。

(3) 外国人市民へのサービスの向上

市内に在住する外国人の数は増加している。在住外国人にきめ細かな情報提供などのサービスを行うほか、相互理解に向けた市民レベルの活動を支援する。また、現在実施している外国人留学生に対する支援の内容や方法を見直し、留学生ばかりでなく、市民にも成果が還元されるような制度に再編成を行う。

13 生涯スポーツの振興

(1) スポーツ施策の多角的な検討

「生涯スポーツ社会」を目指し、スポーツ施策を総合的に体系化、計画化する。「武蔵野市スポーツ振興計画」の策定にあたっては、体育協会や学識経験者、市民の参画による検討委員会を設置し、市のスポーツ施策や管理運営団体である(財)武蔵野スポーツ振興事業団のあり方について多角的に検討する。また、市民が気軽に身近でスポーツを楽しめるよう、指導者を育成するとともに、総合体育館を中

心に、各学校や民間スポーツ施設をも包括するネットワークを構築する。

(2) 体育施設の整備・充実

市民が、スポーツを快適、安全に楽しめるよう施設の整備、充実を図る。総合体育館は、計画期間内に開設から20年目を迎える。温水プールも含め、適切な維持管理と定期的な点検を行い、施設劣化の防止に努める。また、市営プール管理棟は、改装を行う。都立中央公園スポーツ広場は、多目的に利用され、関係者から改善要望も高い。応分の市の財政負担も視野に入れ、都と十分協議し、抜本的改修を行う。

14 特色ある市民文化の発展

市では、これまでクラシックやジャズなどの音楽専用ホール、美術館や茶室など多様な施設を設置し、多くの市民が享受できる環境づくりを進めてきた。今後も市民ニーズや時代の要請に応え、特色ある市民文化の創造・発展のためのプログラムや場の提供を進める。

本計画期間内には、三つの新たな施設の開設を目指す。吉祥寺シアターは、現代演劇やダンスなどの舞台芸術に特化した劇場として、平成17年度に開館し、新たな都市文化の発信拠点を目指す。武蔵境の農水省食糧倉庫跡地には、知的創造拠点として図書館機能を中心に複合的な機能が有機的に連携した「新公共施設」の建設を進める。また、歴史資料館については、既存資産の有効活用を念頭に、引き続き施設の構想の検討を進める。

なお、市民文化会館は、市の文化施策の拠点施設であるため、舞台装置の維持管理など、計画的な点検・整備を行っていく。施設の専門性を重視し、文化施設としての高い水準を維持するとともに、それ

を実現するため、管理運営団体である(財)武蔵野文化事業団のあり方についても検討する。また、同館を核として、市民の多様な要望に応えることができるよう施設間のネットワークを強化していく。

市民文化の発展のためには、自主的な市民の文化活動を支援していくことが必要である。自ら文化活動を実践する市民のために、創作や稽古、発表の場を確保するとともに、市民の声を聞きながら、各施設がより活発な交流や文化創造の拠点となるような方策を検討・実現していく。

都市基盤

1 参加と連携によるまちづくりの推進

(1) 参加と連携によるまちづくり体制の確立

今日、「公」と「私」の中間領域である「共」において地域の力が育ってきている。また、市民などからの都市計画に対する提案制度が設けられるなど、「参加と連携」が今後のまちづくりのキーワードとなる。そのため、今後のまちづくりを推進していく仕組みなどを明確にする「まちづくり条例」を制定する。

また、まちづくりに関するデータベースやまちづくりバランスシートを開発することによって、情報の共有を進めるなど、市民が進めるまちづくりを支援するための仕組みを整備する。

(2) 地域の力を活かしたまちづくりの推進

地域の力を活かしたまちづくりを推進していくため、アダプト・プログラム（企画・計画段階での参加だけでなく、道路や公園等の公共施設の維持・管理にまで市民が関わるシステム）を導入する。

また、本市に集積された様々な機能を活用するとともに、それぞれが持っているノウハウをまちづくりに活かすため、産学官の連携によるまちづくりを推進していく。

(3) 建築確認・指導行政の推進

近年、法律の改正により建築確認検査機関の設置が民間に開放されるなど規制緩和が実施されている。建築行為自体は、周囲の環境や景観に大きく作用するものであるため、規制緩和が街並みや住環境を悪化させないように、周辺のまちづくりや地域のまちづくりルールとの調整の視点から民間の検査機関との連携を強化していく。また、建築物の中間検査等を厳格に実施するとともに、違反建築物の摘発等を強化していく。

建築確認・指導行政の推進にあたっては、東京都等の関係機関との連携を強化していく。

2 地域ごとの特色あるまちづくり

(1) 土地利用のきめ細かな見直し

市民からの要求への対応を主とする需要対応型のまちづくりから、将来展望に基づいた政策誘導型のまちづくりへの転換を進める。

従来、用途地域の見直しは、決定権者である東京都の方針として、全市域を対象に一斉実施することが原則であったが、地域の実情に応じて将来ビジョンに基づき随時見直すことに制度が変更された。この制度を活用し、適時適切な見直しを実施することによって、土地利用誘導を行う。

また、合わせて市独自の特別用途地区の適用を検討するなど、地域の状況にあわせた土地利用を促す。

(2) 都市景観の形成

美しい国づくり政策大綱に基づいて景観緑三法が成立するなど、景観に対する意識が高まっている。

本市においてもふさわしい景観のあり方を確立し、まちづくりを誘導するため景観条例を定め、都市景観の形成を図る。

また、景観に配慮した街路灯の設置、電線類の地中化を促進するほか、路上の不法看板等に対する取締りや指導を市民と協働して推進する。

(3) 身近な地区レベルのまちづくりの推進

地域の個性や風土を活かした特色あるまちづくりを進めていくため、市民と市が連携し、きめ細かなまちづくりビジョンを定めるとともに、地区計画等の制度を活用したまちづくりを進める。

公共施設の整備や公共サービスの提供にあたり、民間の資金とノウハウを活用し、効率的で質の高い行政サービスを達成することを目的として事業を推進する手法。

3 事業効果・環境共生等の視点

(1) 効果が見えるまちづくりの推進

まちづくりは長期的な展望に立って進めるものであり、計画決定から事業完了までに長い期間を要する。また、都市基盤整備への投資は、駅周辺地域に集中する傾向があり、市民にとっては事業効果を実感しづらい側面を持っている。

そのため、事業推進にかかる時間管理やコスト管理の徹底、事業費の重点的な配分により、事業効果が早期に現れる公共事業を実施するとともに、地域それぞれにとって重要な事業を優先的に進めるなど、事業効果が見えるまちづくりを推進していく。

また、事業を効率的に実施していくため、PFI²¹などの手法の導入についても検討していく。

(2) 環境共生への配慮

環境との共生は、まちづくりの大きな課題である。そこで公共施設の整備にあたっては環境への負荷を低減する工法の採用や、適切な維持管理を行うことによって、施設の耐用年数の延伸化を図る。

民間住宅に対しては、太陽光発電ほかの省エネルギー、雨水利用など環境に配慮した住まいづくりを誘導する。

(3) ユニバーサルデザインの視点の積極的導入

本市では、第三期基本構想にTWC Cの理念を掲げ、先進的にバリアフリーのまちづくりに取り組んできた。

すでに存在している障壁を取り除く視点のバリアフリー化をさらに推し進める一方、事業立案の段階から、誰にとっても快適なまちづくりを進めるユニバーサルデザインによるまちづくりを進める。

4 防災・防犯施策の推進

(1) 災害に強い都市基盤整備の推進

地震や風水害など様々な災害を想定し、災害発生後の対応策等も計画に織り込んだ都市基盤整備を推進することにより、安全・安心なまちを構築していく。

また、被災後にもスムーズな復興を行うため、応急危険度判定体制の確立や震災復興マニュアルなどの備えを包括的に行う。

(2) 防災空間の確保

公開空地や公園等の避難空間を確保するとともに、幹線道路沿道の高度利用の誘導や木造建築物の不燃化を促進し、延焼遮断機能等を拡充していく。

(3) 建築物の安全性の向上

公共建築物や不特定多数の人々が利用する民間施設及び住居系建築物を中心として、安全性を確保するため、耐震診断や耐震改修を進める。

また、雑居ビル等を対象として、関係機関との連携により防災安全対策の指導等を強化していく。

(4) 建築物応急危険度判定制度の整備

災害時における被災建築物の応急危険度を早期に判定できる体制を整えるとともに、建物復旧のための被災度区分判定も実施可能な体制づくりを進める。

(5) 防犯性の高いまちづくり

都市における防犯対策の大きな課題の一つは、地域コミュニティの再生にあることから、自らが住む身近な地域への関心を高めると同時に、コミュニティの再生にも資するアダプト・プログラム(1.(2)に記載)の導入を推進していく。

また、死角のできにくい安全なまちづくりを継続するとともに、街路灯の照度アップに取り組み、明るいまちを構築する。

22 えこらば家塾（やかくじゅく）

エコ（環境）とコラボレーション（協働）で家づくりを楽しむ市民塾。良質な住まいづくりの促進を目的に、講演会や見学会、体験講習会などを開催している。

5 住宅施策の総合的推進

（1）計画的な住宅政策の推進

これまで培われてきた良好な住環境を受け継ぎ、計画的に住宅政策を推進していくため、住宅マスタープランに基づいた事業を推進するとともに、住宅・住環境を取り巻く状況の変化などに応じ、住宅マスタープランの改定を行う。

（2）公的住宅建替事業に伴う環境整備

都営武蔵野アパートの建替え事業では福祉施設の併設が予定されている。桜堤団地の建替え事業においても、関係機関と密接な連携を図り、周辺地域と一体となった良好なまちづくりを推進する。

また、安全性の確保、居住性の向上等のため、築後40年前後を経過した市営住宅の建替えを行う。

（3）良質な住まいづくりの推進

政策誘導型の融資制度や優良住宅の事例紹介などにより、良質な民間住宅の建設を誘導する。また、民間賃貸住宅情報のネットワーク化、住環境情報のデータベース化等により、高齢者や障害者、外国人など多様な市民の居住を支援する。

今後、マンション老朽化に伴う様々な問題が懸念されることから、管理組合や区分所有者の自助努力に対する支援を基本に、分譲マンションの維持管理、建替え等の支援を進める。

（4）安全・安心な住まいづくりの推進

住まいの防犯フェアや住宅相談会の開催などにより、市民の防犯意識を喚起し、住宅や地域の防犯性を高める。

民間住宅耐震助成の継続や耐震アドバイザー派遣などにより、耐震診断・改修を促進し、住宅の耐震性向上を図る。

（5）環境に配慮した住まいづくりの推進

住まいづくりにおける環境への配慮を進めるため、

太陽光発電設備の設置促進、エコライフ体験機器の貸出し、「えこらば家塾」²²などの実施や民間住宅での雨水利用促進を図る。

6 円滑な移動環境の整備

（1）スムーズな道路交通環境の整備

市民交通計画に基づき、誰もが利用しやすい交通体系を実現するため、安全で快適な道路整備、自転車、自動車の適正利用、公共交通の利便性向上等の施策を行うとともに、計画の定期的な見直しを図る。

円滑な移動環境を確保するため道路交通ネットワークを見直すとともに、右折車線やバスベイの設置、「交差点すいすいプラン100事業」の促進を東京都に働きかける等、交通渋滞の緩和を図る。

また、信号機や横断歩道等の交通安全施設の整備により、歩行者の安全・快適な移動を確保する。

吉祥寺駅周辺地域では、違法駐車防止指導のほか、携帯電話等による駐車場の案内・誘導や、商店街の荷捌き車両対策を実施する。

（2）公共交通への転換

自家用車等から公共交通機関への転換を促進するため、パークアンドバスライドを推進すると同時に、バス等の運行定時性の確保や交通機関相互の円滑な乗り継ぎ環境の整備など、公共交通機関の利便性向上を図る。

（3）ムーバスの展開

本市が全国に先駆けて始めたコミュニティバス・ムーバスは、全国的に広がっている。ムーバスは福祉、コミュニティ、交通などに関わる総合行政の一環として運行を開始したものであるが、公共交通機関への転換を促す契機になるなど、本市の公共交通体系を再構築することにもなった。

近隣市とも連携し、ムーバスネットワークを完成

させるとともに、交通空白・不便地域の解消を図る。また、既存路線の利便性の向上、車両のバリアフリー化や低公害化を進める。

(4) 自転車対策の推進

自転車は便利な移動手段であるが、使用者のマナーによっては歩行者に対して危険となり、放置自転車などの問題にもつながる。自転車の適切な利用を促進していくため、安全な走行環境を確保し、運転者に対する交通ルールの周知、運転マナーの啓発を進める。

また、駅周辺の放置自転車を減らして、快適な歩行環境と自転車の利便性を向上させるため、駐輪場の確保を進め、自転車の利用形態の工夫や効率的な利用方法を検討する。

(5) バリアフリー化の推進

ノーマライゼーションの理念を実現するため、交通バリアフリー基本構想に基づき、関係機関と連携して吉祥寺・三鷹各駅への下りエスカレーター、エレベーターや多機能トイレの設置などを進め、公共交通機関による移動環境を改善する。また、音響式信号機への改良やノンステップバスの導入を進める。

さらに、歩道へのベンチの設置なども推進していく。

7 道路ネットワークの整備

(1) 都市計画道路ネットワークの再構築

多摩地域全域に共通する南北方向の道路問題は、JR中央線連続立体交差事業の進捗に合わせた道路整備により、徐々に解決されつつあるので、次の時代に向けた多摩地域における都市計画道路の整備方針の策定や、現在負荷がかかっている東西幹線道路の整備について、関係機関へ働きかけていく。

(2) 市施行の都市計画道路の整備推進

都市計画道路 3・5・17 号線（成蹊通り）他の整備を促進するとともに、都市計画道路 3・6・1 号線（境南コミュニティ通り）他を事業化していく。

現在、都市計画道路 7・6・1 号線（御殿山通り）は市民参加で整備計画づくりを進めているが、今後も道路づくりにおける市民との協働を進める。

(3) 東京都施行の都市計画道路の整備促進

都市計画道路 3・3・6 号線（調布保谷線）は、事業推進を東京都に働きかけるとともに、自転車道など市民参加による環境施設帯の検討を進める。

都市計画道路 3・4・24 号線（天文台通り）は、JR中央線連続立体交差事業に関連する区間の整備促進と併せて、事業化が未定となっている区間の事業推進を東京都に働きかける。

また、都市計画道路 3・4・10 号線（五日市街道）などについて拡幅等事業化の推進を東京都へ要請する。

(4) 外かく環状道路への対応

外かく環状道路については、国と東京都が大深度地下方式による構造へと方針変更したことにより、大きく状況が変化している。そのため、将来を展望した地上部のまちづくりなどについて、時代の変化に合わせた多角的な観点により議論を進め、積極的に対応していくと同時に、国や東京都に働きかけていく。

都市計画道路整備予定路線

	路 線	延 長	幅 員	内 容
市施行	3・5・17号線(成蹊通り)	1,020m	12m	早期完成 (未完成区間 340m)
	3・4・27号線(境北口広場～境南通り)	150m	16m	連続立体交差事業に合わせた完成
	7・6・1号線(御殿山通り)	400m	10m	早期完成
	3・6・1号線(武蔵野赤十字病院北側区間)	340m	11m	早期事業化
	3・4・13号線	430m	16m	早期事業化
	3・3・14号線(吉祥寺駅南口広場 約1900m ²)			早期完成
	3・3・23号線(武蔵境駅北口広場 約6700m ²)			連続立体交差事業に合わせた完成
	武鉄中付2	300m	10.5m	連続立体交差事業に合わせた完成
東京都 施行	3・4・10号線(五日市街道)	3,210m	16m	事業化要望
	交差点すいすいプラン100	計 1,130m	16m	早期完成要望 (市内3箇所)
	3・3・6号線(調布保谷線)	1,610m	36m	事業推進と環境施設帯の検討
	3・4・2号線(天文台通り)	300m	16m	事業化要望
	3・4・24号線(天文台通り)	1,000m	16m	事業推進要望
	3・4・24号線(アジア大学通り～公団通り)	280m	16m	事業化要望
	武鉄中付1(一部市施行)	320m	6～13m	連続立体交差事業に合わせた完成
	武鉄中付3(一部市施行)	540m	8.5～9m	連続立体交差事業に合わせた完成
他	外かく環状道路			方針変更による地上部まちづくり等の議論を進める
	三鷹駅南口広場(三鷹市施行)			協定に基づく事業費の一部負担

(5) 生活道路の整備

区画道路、狭あい道路、市道などの身近な道路整備事業については、それぞれの計画に基づき、着実に整備・改修を進めていく。

(6) 道路整備と連携したまちづくりの推進

道路の整備と合わせて、道路沿道のまちづくりを一体的に推進していく。その際、必要であれば沿道の用途地域等の見直しをするなど、適正な土地利用の誘導を行い、良好なまちづくりを実現する。

(7) 人にやさしいみちづくりの推進

道路の整備にあたっては、スムーズな交通環境の整備と同時に安全・安心な道路づくりを重視し、人にやさしいみちづくり事業などを進めていく。

8 上・下水道の整備

(1) 安全でおいしい水の安定供給

平成16年度に通水50周年を迎えた水道は、市民にとって最も重要なライフラインである。通水50

周年を契機に水の大切さを市民に積極的にPRしていく。

本市では、地下水源を活用して給水を行っているが、今後も水質やセキュリティを重視しながら、東京都との連携により、安全でおいしい水を供給していく。

水の安定供給を図るため、配水管の新設・増径など配水管網の整備、浄水場・水源施設の整備・改良を行うほか、直結給水方式へ移行するための施設整備を行う。また、湧水や災害等の非常時に備えて、第一・第二浄水場相互のバックアップ体制の整備や配水池の増設を行う。

長期的な視野に立った効率的な経営、計画的な施設改善を実施するための財政計画を策定し、今後とも必要な投資を続けるとともに、適正な受益者負担のあり方を研究する。

(2) 下水道処理システム整備の推進

老朽化、流下能力不足の管渠を計画的に整備する

とともに、適切で計画的な維持管理を行う。

また、集中豪雨時の浸水被害軽減のため、雨水放流幹線等を建設し、雨水浸透施設の設置を促進する。

さらに、災害に強いまちづくりの一環として、施設の補強、補修等により耐震性を向上させる。

吉祥寺駅周辺の下水の臭気調査結果に基づき対策の研究を行う。

(3) 水循環システムの確立

市の下水道管は大部分が合流式であり、雨天時には水質汚濁、衛生等の問題が発生する恐れがある。

このため、貯流管、雨水放流管や雨水浸透施設の設置により、水質の保全に努める。また、根本的な解決策となる分流式への変更については、多大な投資を必要とすることから、財政的な問題も含めて調査検討を行う。

9 吉祥寺圏の整備

(1) グランドデザインに基づくまちづくり

吉祥寺が今後も持続的に発展していくために、吉祥寺のグランドデザインを構想し、吉祥寺新時代に向けたまちづくりを推進していく。(詳細は第3章1優先事業(5)に記載)

また、これと並行して、4つのゾーンごとに特色を活かしながら、以下の事業を推進していく。

(2) セントラル吉祥寺(中央地区)

F&Fビルの耐震改修・外装リニューアルの推進。北口ハモニカ横丁の整備方針の検討等。

(3) イースト吉祥寺(東部地区)

吉祥寺シアター、吉祥寺図書館を核とした文化のまちづくりの推進。市道第298・299号線の整備。地区の活性化方策の検討。末広通りの電線類地中化と歩行空間整備の検討。

(4) ウエスト吉祥寺(西部地区)

商業エリア内の道路のカラー舗装化や歩行者の安全性・快適性向上策の推進。ミニ公園などの適切な公共空間の確保。

(5) パーク吉祥寺(南口地区)

南口駅前交通広場の整備。パークロードの歩行者の安全性・快適性の向上。吉祥寺駅南口周辺再整備構想の策定。井の頭公園へのアクセス環境の向上。

(6) 吉祥寺駅周辺の交通対策

吉祥寺駅周辺地域では、通過車両と来訪車両の通行が分離しにくい道路体系になっているなどの問題がある。そのため交通の流れをスムーズにする工夫が必要であり、違法駐車防止指導のほか、携帯電話等による駐車場の案内・誘導や、商店街の荷捌き車両対策などを実施していく。

駅周辺の放置自転車の減少を図るため、駐輪場の効率的利用を進めるとともに、歩道上の登録駐輪場の廃止を目指す。

(7) 「安全、清潔、楽しいまち吉祥寺」の推進

「安心、清潔、楽しいまち吉祥寺」をスローガンとして、迷惑喫煙、ポイ捨て、落書きを防止する施策を進める。

さらに吉祥寺が安全・安心なまちでありつづけるため、F&Fビルの耐震補強を実施するほか、雑居ビル等を対象とする防災対策や防犯対策を推進していく。

(8) 外かく環状道路

7道路ネットワークの整備(4)に記載

10 中央圏の整備

(1) 三鷹駅周辺の整備

北口補助幹線道路の整備を引き続き推進する。

また、都市計画道路7・6・1号線(御殿山通り)は、

玉川上水の景観にも配慮しながら市民との協働により整備を進めていく。

駅周辺の放置自転車の減少を図るため、駐輪場の効率的利用を進めるとともに、歩道上の登録駐輪場の廃止を目指す。

(2) 駅周辺地区の将来像の確立

三鷹駅北口周辺は、基本的な都市基盤は整っている。しかし、低・未利用地が散在し、民有地の状況によって、今後、大きくまちが変貌する可能性がある。そのため、駅周辺地区のまちづくりに関しては、土地利用のガイドライン策定などについて総合的に研究する。

また、駅前広場の歩行者と自動車の動線が幅そうしている現状から、駅周辺地区を含めた交通動線の再検討を行っていく。

(3) 大規模団地建替えへの対応

緑町団地エリアの整備は、平成 22 年度を目途に障害者福祉施設や児童福祉施設を併設する都営武蔵野アパートの建替事業が進められており、周辺地域と一体となった良好なまちづくりを推進していく。

(4) 快適な道づくりの推進

駅から市民文化会館への快適なアクセス道路として、沿道関係者の協力を得ながら「かたらいの道」の整備を進めていく。

(5) 西久保 2・3 丁目の整備

西久保 2・3 丁目の木造住宅密集地域については、市道第 295 号線等の区画道路や狭あい道路、公園などの公共空間の拡充整備を促進し、地域の快適性、安全性、防災性を向上させていく。

11 武蔵境圏の整備

(1) 武蔵境駅周辺の整備

(2) J R 中央線の連続立体交差事業の促進

(3) 農水省食糧倉庫跡地の整備

以上は第 3 章 1 優先事業 (6) に記載

(4) 快適な環境の整備

桜堤団地区域内をはじめとして、武蔵境圏を東西に流れる仙川の親水化事業「仙川リメイク」を引き続き進めていく。

(5) 大規模団地建替えへの対応

都市基盤整備公団が桜堤団地建替事業を進めているが、引き続き住棟建設が予定されている工区の整備等について、関係機関等との協議を継続していく。

行・財政

1 市民パートナーシップの積極的推進

本市は、武蔵野方式といわれる長期計画の策定や市民によるコミュニティセンターの自主管理・運営など、全国に先駆け、様々な分野で市民参加による行政を進めてきた。地方分権推進一括法の施行をはじめとして、地域の課題は、住民に身近な地方自治体で解決することが求められており、これまで以上に市民と市がパートナーシップを組んで地域の課題に取り組むことが必要である。特に、本計画期間中に定年退職を迎える「団塊の世代」の人々の力を、いかに地域に活かしていくかが大きな課題である。

(1) 地域の力を活かした事業の推進

テンミリオンハウスの管理運営、レモンキャブの運行や一時保育サービスなどの事業に、NPOや市民ボランティアが参画し、地域の実情や市民ニーズに応えるきめ細かなサービスを提供して、成果を上げている。地域を見渡せば、子育てを終えた世代や民間企業の退職者、また定年を迎える団塊の世代など専門的知識や技術を有する市民が多数住んでおり、ボランティアに対する意識も高い。今後とも新たな事業を検討する際や、既存事業の見直しの際には、NPOへの委託や協働、市民ボランティアの参加を前提に事業を構築する。また、平成11年度から開始した中高年齢者・障害者雇用創出事業では、市民の知識と経験が市役所の様々な分野で生かされており、市の業務への市民参加の一つとして、引き続き実施していく。

(2) 市民参加の場の拡大

市民委員会方式の長期計画策定をはじめとして、市が設置する審議会・委員会には、これまでも多数の市民が委員として参加してきた。今後は市民の多様化するニーズを市の計画に適切に反映するため、

審議会・委員会への公募委員を拡充していく。審議会等に参加した委員に対しては、活動成果が施策にどのように反映されたかを説明するなど、市民参加の双方向性を強化する。

さらに、幅広く市民の声を市政に反映させるため、計画段階での意見募集（パブリック・コメント）の制度を推進する。また、市民が市の施策等に対して自由に意見を述べるシステムとして、電子会議室を積極的に活用する。

2 市民ニーズに応えるサービスの提供

市民の生活様式の変化に合わせて、インターネットなどのITを利用して、市民ニーズに的確に応えるサービスを提供することが必要である。

(1) ITを活用したサービスの拡大

市民が、自宅に居ながら、市の事業への参加申し込みや、証明書などの発行の請求ができる電子申請システムの開発を進めており、平成17年中に実施の予定となっている。この電子申請システムを積極的に利用し、申請可能範囲を拡大していく。法人市民税や固定資産税（償却資産）についても電子申告の導入を検討し、インターネットを利用した公金の支払が可能となるマルチペイメントシステムの検討を行う。

また、震災等の非常時には、窓口サービスの錯綜が予想されることから、強力な情報システムを整備するなど、非常時のITを使った行政サービス提供体制の整備を図る。

(2) 行政サービスの提供機会の拡大

市はこれまで、図書館や総合体育館、中央市政センターなどでサービス提供時間の拡大を行ってきたが、今後も一層の市民サービス向上のため、市役所の休日開庁や窓口開設時間の延長等を検討する。ま

ホテルで観光や交通の案内係を務めるコンシェルジュの考え方を市に取り入れ、市民に市政等についての情報を総合的に説明する案内人のこと。

た、コンビニエンスストアや郵便局の ATM などを利用し、税金の支払ができるようにするなど、市内に点在するサービス機関を利用し、市の窓口機能を拡大していく。

（3）市民要望に的確に応える仕組みづくり

市民から市に寄せられる相談、要望のうち、典型的なものについては、「よくある市民相談 Q&A」（仮称）として質問の内容と回答をホームページ上で公開し、市民が市役所に足を運ぶことなく、必要な情報を得られる仕組みを作る。また、市役所の各種の相談窓口の連携を強化し、ネットワーク化することで、市民の様々な相談に的確かつ迅速に対応する。さらに、市政等に関する様々な情報をわかりやすく、丁寧に市民に説明する仕組みとして、市政を熟知した職員を「市政コンシェルジュ（市政の案内人）」²³として設置することを検討する。

3 積極的な情報発信と情報セキュリティの徹底

市の情報提供については、市民にもっとも利用されている市報をさらに充実させるとともに、インターネットの速報性や、動画などの視覚性に優れた点を生かすなど、効果的に行っていく。また、市の業務の IT 化に伴い、市民に関する様々な情報がデータ化されて保有されている。これを確実に保護するため万全なセキュリティ対策を全庁的に実施していく。

（1）インターネットによる情報提供の推進

市のホームページは、新しい情報をきめ細かにわかりやすく掲載するよう、内容を充実させるとともに、利用者が必要な情報を簡単に取り出せるように、ユニバーサルデザインの視点も含めて、操作性を向上させていく。また、動画や音声等による情報提供

を実施する。さらに、メールマガジンやメーリングリストを利用し、子育て中の市民や、スポーツに興味のある市民など、特定の人に対し必要な情報だけを送信する情報提供の仕組みを検討する。

図書館においては、インターネットを利用した図書の予約など、サービスの充実を図る。

（2）市政・地域情報の充実

市や地域に関する情報をわかりやすく、整理された形で市民に提供するため、地域情報コーナー、市政資料コーナーの充実を図る。市政資料コーナーでは、保有する資料の目録をデータベース化し、必要とする資料を簡単に検索できるようなシステムを開発する。地域の古文書や公文書等を収集、整理、保存し、公開する歴史資料館に関しては、展示の内容や運営方法、館外の歴史資料とのネットワークなどについて検討を進め、活発に利用される施設として開設を目指す。

（3）情報セキュリティの徹底

市の業務の IT 化に伴い、市民の個人情報ははじめ、様々な情報資産がデータ化されている。個人情報保護することは市民から信頼されるために、最も基本となることである。これら市民の情報資産を確実に保護するために、情報セキュリティ方針を全職員に徹底するとともに、その内容も定期的に見直す。さらに、外部の団体による監査を実施し、セキュリティ対策の検証も行う。また、市のホームページを情報の発信源として充実させていく中で、内容が改ざんされることのないよう、ホームページサーバーのセキュリティ管理の強化を行う。

4 健全な財政運営の維持

財政運営の基本は、財政規律を維持しながら、時代の変化に対応した重点施策へ資源配分を行い、サ

ービス提供の効率性を高めていくことにある。

(1) 財政運営のガイドラインの設定

市の健全な財政運営を今後も継続し、後世代に負担の先送りをしないために、バランスシートの財務情報等を活用して財政運営のルール化を図り、責任ある財政運営のガイドラインの設定を検討する。

(2) 会計改革の推進

発生主義会計に基づく財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書）や外郭団体までを含めた連結財務諸表等を引き続き充実させ、会計改革を進め、市民に分かりやすい財務情報の提供に努めていく。

(3) 適正な受益と負担

市民に行政サービスのコストを示し、受益に見合った適正負担の観点から、保育料をはじめ使用料、手数料等を見直し、さらに業務やサービスのあり方まで含めた改善を行う。また、歳入確保策として新たな財源である広告料収入等の検討や、特許料などの知的財産権取得の研究を引き続き行う。

(4) 評価に基づいた計画的な予算編成

行政評価を着実にを行い、長期計画の達成状況を管理し、事務事業の改善・見直しを図る。

予算編成においては、主要な事業について成果目標と活動指標を設定し、達成状況の評価を着実にを行い、事業コストなどの財務情報を活用し、効率的な行政運営を進める。

(5) 公共施設の計画的整備

中・長期的な視点から、公共施設の維持・更新計画（アセット・マネジメント・プラン）を作成するとともに、財政計画との整合性を常に検討する。

また、施設ごとに劣化状況を把握し、更新時期を割り出した計画に基づき、公共施設の計画的整備を行い、維持管理費の縮減、施設の耐用年数の延伸を

図る。さらに「防災」「安全」「福祉」「環境」等の視点から、総合的な整備計画を策定し、実施していく。また、改築、新築の際には、施設単位で総合的な観点からランニングコストを評価し、削減していく手法を検討するとともに、利用者の満足度調査や地域住民に対する評価の調査を実施するなど、住民のニーズを適切に反映した施設整備を行っていく。

また、武蔵境市政センターは、JR中央線連続立体交差事業の完成や武蔵境駅周辺まちづくりとの関連の中で改築等を検討する。

(6) 財政援助出資団体の経営改善の推進

財政援助出資団体は、基本的に市政の代替・補完機能を担っている。そのため、団体の設立者である市は、各団体がその設立目的を的確に果たすよう、指導監督する立場にある。

そこで団体の財政運営や組織・人事制度、定数などについて適切な関与を行うとともに、経営評価制度を導入し、事業の効率化や運営の適正化・活性化に向け、自己点検、自己評価など団体の主体的な取り組みを促進する。

また、団体のあり方については、再編も含めた抜本的な見直しを行う。

5 時代の変化に対応する柔軟な行政運営

行政サービスの向上やスリムで機動的な組織体制の確立、職員の能力を最大限に発揮できる機能的な組織運営などを行い、時代の変化に的確に対応する効率的で柔軟な行政運営を推進していく。

(1) 市の役割分担とアウトソーシング

行政サービスの供給主体のあり方を検討し、市と市民・企業・NPOとの役割分担を見直すとともに、必ずしも市が直接実施する必要のない業務については、積極的に民間等への委託化を推進する。職員の

24 NPM (New Public Management)

民間企業における経営の考え方、手法を行政の現場に適用することで、行政の効率化・活性化を図るといった考え方。顧客志向や成果志向などを特徴とする。

25 ABC (Activity Based Costing・活動基準原価計算)
NPM手法の一つ。行政サービスを提供する際の業務プロセスごとのコストを明確化する手法。非効率な箇所を明らかにし、業務プロセスの改善を図るもの。

26 BSC (Balanced Score Card)
NPM手法の一つ。「財務」「顧客」「業務プロセス」「学習と成長」といった複数の視点から、企業経営を分析・評価し、経営改善を図る手法。

福利厚生事業のアウトソーシング、ごみ収集業務や庁内印刷・文書発送の委託化等、民間の力の活用を図る。さらに、公の施設の管理運営について、指定管理者制度を導入し、民間への開放を進める。

(2) ITを活用した事務事業の推進

事務事業の執行については、ITを積極的に活用し、徹底した効率化を図っていく。そのため、電子自治体として、全庁的な推進体制の整備やITを活用できる人材、指導できる人材の育成を行うとともに、総合情報化推進計画に沿った事業運営とその見直しを行う。

IT活用には、市民サービスの向上や新しいサービスの開拓、業務の効率化、セキュリティ対策の徹底などを行うため、業務手順書の作成など品質管理システムの仕組みづくりを前提として、課税、収納事務の連携と効率化を図るための税務総合電算システムや、戸籍事務の効率化、窓口サービスの向上のため戸籍事務の電算化を検討する。

(3) 効率的な行政運営と説明責任の強化

市の施策の役割や効果について点検・評価し、事務事業の見直しを持続的に行う。また、新規事業は原則としてサンセット方式を採用する。本市単独では対応が困難な諸問題の解決や、広域で対応した方がより効率的な取り組みを行うことができる施策については、引き続き近隣自治体等と連携する。適正で効率的な行政運営を確保し、市政に対する信頼性を向上させるとともに、市のアカウンタビリティ（説明責任）を向上させるために、監査委員監査の強化を行い、それを補完する目的で外部監査制度の導入を検討する。さらに、行・財政運営に関する基本方針を策定し、行・財政改革に取り組んでいく。

(4) NPMの活用と研究

財政収支の悪化を背景に、地方自治体において、

NPM²⁴の導入が盛んに行われている。本市においても、バランスシート、行政評価や目標管理制度等のNPM手法を導入しているが、それらを活用し行財政の効率化を図る。さらにPFIをはじめ、ABC²⁵やBSC²⁶などNPM手法について研究する。

(5) 柔軟な組織の確立と職員育成

時代の変化や市民のニーズに的確に対応できるよう、市の組織を継続的に見直し、柔軟な構造としていく。目標を定めて職員定数の適正化をさらに推進し、職員の採用については、職を特定した民間公募、任期付採用、中高年齢者・障害者雇用創出事業による嘱託員や、専門的な知識・経験を有する専門委員等の柔軟な任用形態を研究する。また、目標管理制度などにより職員の能力と業績に見合った適正な人事管理を徹底する。

地方分権時代を迎え、職員には市民からの要望や苦情などの中から新たなニーズをつかむ感度とセンスが必要となる。とりわけ中間管理職は、職員が市民とのふれあいの中からつかみとった課題を市の施策に結実させるという重要で困難な任務がある。そのため、職員の生涯学習、とりわけ若い時期から自主的かつ系統的な能力開発が必要となる。中長期的な研修プログラムの開発やプロジェクトチームなどの柔軟な組織の活用、政策形成能力や法務能力などを向上させるための研修等を組み合わせることにより、これからの時代に要請される職員育成を積極的に進めていく。

(6) 地方分権等への的確な対応

国が行う三位一体改革等の地方行財政改革、構造改革特区や地域再生計画等による規制緩和など、地方分権改革等の動きに対し、的確かつ速やかに対応できる庁内体制を継続的に整備する。